

1. 金銭管理

例えばこんな時・・・

- ・病院に入院しているが、本人に身寄りがなく入院中の支払い等に困っている。
- ・一人暮らしの高齢者がお金の管理が困難となり、在宅サービスの支援者に頼っている。
- ・施設入所中でキーパーソンが死去し、本人の金銭管理を行う人がいない。

- ・判断能力がある方
⇒①福祉サービス利用援助事業 ②財産管理委任契約
③成年後見制度（任意後見）
- ・判断能力が不十分な方
⇒④成年後見制度（法定後見）

① 福祉サービス利用援助事業（福サ）とは

② 財産管理委任契約とは

③ 成年後見制度（任意後見）とは

④ 成年後見制度（法定後見）とは

※市長申立ての対象となる場合もある

《福サ・財産管理委任契約・成年後見制度の特徴とは？》

相談先：社会福祉協議会（①）、権利擁護支援センター（②③④）

高齢介護課・障がい福祉課（④市長申立て）

※相談時のポイント

- ・本人の判断能力や契約能力がどのような状態か
- ・第三者にお金を管理してもらうことについて本人はどのように考えているか

◆支援の工夫・ポイント（例）

制度を利用しても、すべての管理を任せるわけではなく、判断能力によって一定金額は自身で管理することなど、具体的にイメージを持ってもらい、対象者の苦手や大変だと感じている部分を支える支援者として受け入れてもらえるよう説明します。

2. 死後事務

例えばこんな時・・・

- ・身寄りがおらず、亡くなった後の諸手続きをする人がいない。
- ・お葬式やお墓のことを親族に頼りたくないと考えている。

- ・判断能力がある方
⇒⑤死後事務委任契約 ⑥意思確認シート等の活用
- ・判断能力が不十分な方
⇒⑥意思確認シート等の活用 ⑦（後見人がいる場合）後見人に相談

⑤ 死後事務委任契約とは

⑥ 意思確認シートとは

⑦ 後見人ができることとは

《身寄りが死去している等の方が亡くなられたときは？》
身寄りがなく、葬儀等の手続をとる人がいない場合は、〇〇〇〇に連絡します。

相談先：権利擁護支援センター（⑤⑦）、〇〇〇〇

※相談時のポイント

- ・本人の判断能力や契約能力がどのような状態か
- ・本人の意向は聞き取れているか
- ・貯金や収入はあるのか

◆支援の工夫・ポイント（例）

病気や怪我などで体調に変化があったタイミングで、終末医療や亡くなった後のことについてパンフレット等（※）を用いて話をするとともに、本人の意思を確認するためのシート等を活用します。

※【参考】福岡県「住み慣れた施設で最期まで暮らすということ」

3. 医療行為（手術、終末医療など）の同意

こんな時・・・

- ・ 病院で手術をすることになったが、医療同意書にサインできる身寄りがいない。
- ・ 身寄りが疎遠で、医師から説明を受けて医療同意書にサインする人がいない。
- ・ 本人の判断能力が不十分なため、今後の医療に関する意思を確認できない。

- ・ 判断能力がある方
⇒ 本人自身が治療方法等を選択し同意
⑥意思確認シート等の活用
- ・ 判断能力が不十分な方
⇒ ⑧意思決定支援等に係るガイドラインの活用

⑧意思決定支援等に係るガイドラインとは

《病院が求める身元保証人や身元引受人とは？》

◆ 支援の工夫・ポイント

判断能力のある方は、判断能力のあるときに意思を確認し、また判断能力があるが、その形成、表明に支援が必要な方にはチームで支え、確認する過程が大切になります。

また、支援を尽くしても本人の意思を確認できない場合には、家族等から本人の意思を推定できる情報を収集し、それを最大限考慮して医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断し、本人にとっての最善の方針を判断します。

※【参考】「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」

4. 意思決定支援

こんな時・・・

- ・障がいのある方の支援内容について、本人の意向よりも家族の意向が反映されている。
- ・認知症が進行しており、今後について本人の意思を確認することが難しい。

⇒⑥意思確認シート等の活用

⑧意思決定支援等に係るガイドラインの活用

⑧意思決定支援等に係るガイドライン

- A. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
 - B. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
 - C. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
 - D. 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン
 - E. 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン
- 各種ガイドラインの比較について P〇〇

《すでに判断能力が不十分で意思を表明や形成することが難しい場合は？》

◆支援の工夫・ポイント（例）

できるだけ本人が安心して話しやすい環境のもと、複数の支援者が立ち会うなかで、意思確認シート等を活用しながら、本人の意思を丁寧に確認します。

5. 見守り体制の構築

こんな時・・・

- ・ 80代の高齢者夫婦に50代の引きこもり状態の子どもがいる。
- ・ 他者に対する拒否が強く、近隣ともトラブルを起こしている。
- ・ 障がいのある子どもを持つ親が高齢化している。

⇒⑨地域ケア会議の開催

⑩相談会・地域のイベント等の案内

⑨地域ケア会議とは

◆支援の工夫・ポイント（例）

支援チームの体制を整え、保健師や包括職員等の複数名で定期的に巡回するなど、本人と顔の見える関係づくりを進めます。顔見知りになり、何かあったときに相談してもらえる関係性を構築し、少しずつ対象者の情報を集めておくことが後の支援につながります。